平成２３年（フ）第１１８号
新潟県小千谷市片貝町6574番地
債務者　阿部　松子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
新潟県長岡市金房１丁目５番７号
債務者　佐藤　　彰
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
愛知県豊田市吉原町平池121番地　シャーロンハイツＡ―201号、前住所愛知県豊田市竹元町福田15番地１　ベルセルミナミ102号
債務者　田中　英樹
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
愛知県岡崎市柱曙１丁目５番地12　ロワール605、住民票上の住所愛知県岡崎市籠田町15番地
債務者　小久保　透
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
愛知県岡崎市柱曙１丁目５番地12　ロワール605
債務者　小久保奈緒子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
愛知県豊田市新盛町森下８番地
債務者　中垣麻美子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
三重県伊勢市一之木５丁目１番40号　コスモマンション308号室
債務者　東山　富美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第７０２号
さいたま市見沼区大字蓮沼1197番地14　弥生ハイツ203
債務者　齋藤　一也
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８３３号
埼玉県朝霞市泉水２丁目12番４―501号、旧住所埼玉県朝霞市本町１丁目15番43号　夕月荘202
債務者　小西　　翼
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８３７号
埼玉県川口市戸塚東３丁目38番24―306号　エレガンスシャトー
債務者　青木さち子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２９号
さいたま市大宮区大成町３丁目594番地２サンフラワー202号
債務者　正田　則子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
広島県三次市甲奴町本郷648番地
債務者　細川　明治
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始決定取消

平成２３年（フ）第４７４号
兵庫県芦屋市海洋町12番１号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区錦２丁目２番13号
債務者（破産者）　特定目的会社芦屋シニアレジデンス
主文　当裁判所が、債務者（破産者）に対して平成23年５月30日午後３時になした破産手続開始決定を取り消す。
平成23年７月６日　神戸地方裁判所尼崎支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３０号
福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ケ峯1093番地
破産者　有限会社高原荘
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
千葉県四街道市みそら２丁目22番12号
破産者　有限会社筑酒工業
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第７１号
千葉県四街道市四街道1546番地　イガラシマンション303
破産者　酒井　博之
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５９号
千葉県木更津市港南台１丁目15番地７
破産者　カガワ産業有限会社
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部